

令和2年度 進行管理・行政評価について

< 目 次 >

- 1 経過
- 2 進行管理・行政評価の目的について
- 3 進行管理・行政評価の内容について
- 4 「主要事務事業進行管理」との連携について
- 5 行政評価の実施について
 - (1) 進行管理部会ヒアリング
 - (2) 理事者ヒアリング
- 6 評価結果の活用等について
 - (1) 予算要望、予算査定との連携
 - (2) 事業推進方法の改善
 - (3) 全庁的な情報共有
 - (4) 行政評価結果の公表
- 7 令和2年度の対象施策等について
- 8 令和2年度ヒアリングの進め方について

1 経過

平成 23 年から取組を開始した第 4 次亀岡市総合計画～夢ビジョン～（以下「総合計画」という。）は、平成 27 年度をもってその前期基本計画期間を終了し、平成 28 年度から新たに後期基本計画の取組を開始したところです。

総合計画については市民と行政が目標を共有し、協働で取り組む「まちづくり計画」として着実な推進を図るため、その基本構想において基本計画に係る進行管理を実施し、各施策・事業の進捗状況と成果を中心に把握、検証し、その結果の公表等を通じて情報を市民と共有しながら推進することと定められています。

後期基本計画（平成 28 年度～令和 2 年度）の進行管理については、平成 28 年度に亀岡市総合計画審議会・進行管理部会を中心として前期基本計画の行政評価・進行管理における成果と課題を踏まえ新たな仕組みを策定しました。

2 進行管理・行政評価の目的について

後期基本計画の進行管理・行政評価の目的は以下のとおりです。

<①後期基本計画の効果的・効率的な推進>

- ・後期基本計画の各施策の取組の漏れがないか確認するとともに、進捗状況を把握し、後期基本計画各施策の円滑な推進を図ります。
- ・後期基本計画に掲げる施策を実現するための事業の重要性・実施手法等について、市民意見の募集（平成 30 年度から実施）・外部評価（亀岡市総合計画審議会・進行管理部会）・内部評価（市長・副市長）を実施し、事業の「重要性」を明確にし、後期基本計画第 8 章第 2 節に定める「事業の選択と集中による予算編成」を図るため予算要望・予算査定と連携するとともに、「手法の妥当性」について評価し、事業の見直しに活用し、限られた予算の中での効果的、効率的な事業の推進を図ります。

<②市民参画の推進>

- ・総合計画の進捗状況について情報公開を進め、市民の行政への参画意識を醸成するとともに、情報公開に関する市民満足度を高めるために、進捗状況や行政評価結果を市民情報コーナーや市ホームページで公表し、市民との情報共有を図り、情報公開に関する市民満足度を高めます。

- ・行政評価（施策評価）において、市民からの意見を募集するなど市民の意見を聞く機会を設けます。

<③人材育成の推進>

- ・事業の担当職員が直接、市長・副市長がヒアリングを受け、施策に対する考え方を養うとともに、プレゼンテーション能力の向上を図ります。
- ・調書には、成果指標欄を設け、職員による成果を意識した事業執行を図ります。

3 進行管理・行政評価の内容について

後期基本計画の進行管理・行政評価については、前期基本計画の進行管理・行政評価の課題を踏まえ、次のとおり実施しました。

なお、平成 29 年度については、試行的に実施し、平成 29 年度進行管理・行政評価の成果・課題を踏まえ、平成 30 年度から本格的に実施しました。

<進行管理>

後期基本計画期間 5 年間の計画を立て、前年度ベースで事務事業を進捗管理し、後期基本計画の各施策の取組の漏れがないか確認するとともに、進捗状況を把握・管理します。

各年度の指標について、前期基本計画においては活動指標と成果指標が混在し、的確な指標が設定できていないケースがあったことを踏まえ、後期基本計画においては「活動指標（アウトプット指標）」と「成果指標（アウトカム指標）」に分けて記載し、進捗状況を把握・管理します。

なお、進捗状況の著しい遅滞や、障害の発生が認められる場合は、主要事務事業進行管理と連携し、改善を図ります。

■前期基本計画との変更点

【前期基本計画】

指標：数値目標の設定
→
(活動指標、成果指標の指定なし)

【後期基本計画】

活動指標と成果指標を分けて記載

<行政評価（施策評価）>

前期基本計画では事務事業評価（事業単位での評価）を実施してきましたが、取組の

全体像が分かりづらい、評価しにくい、また事業の改善やスクラップ・アンド・ビルドに結びつきにくいという課題があった事を踏まえ、後期基本計画においては、各年度に2つの施策を選定し、施策単位で事業を束ね、行政評価（施策評価）を実施することとします。

行政評価（施策評価）においては、後期基本計画の各章から、各年度に対象の施策を選定し、当該施策について**施策管理調書**を作成のうえ、進行管理部会ヒアリングにおいて、当該施策を実現するための事業について、「重要性」及び「手法の妥当性」等の観点から評価します。また、進行管理部会における評価結果を尊重し、市長・副市長による理事者ヒアリングにおいて、施策に係る各事業のスクラップ・アンド・ビルドを実施し、効果的・効率的な事務改善を図ります。なお、施策管理調書には、当該施策に係る事務事業への従事職員数、実際に必要となる実質人員数、及び人件費（参考値）を記載することで、施策推進に係るコストを示します。

評価結果については、次年度の当初予算に反映できるスケジュールで取り組むことで、予算要望・予算査定と連携し事業の見直しを進め、効果的、効率的な事業の実施を図ります。

■前期基本計画との変更点

【前期基本計画】

評価単位：事務事業単位(事務事業評価)

【後期基本計画】

→ 施策単位(施策評価)

4 「主要事務事業進行管理」との連携について

「総合計画の進行管理」は、前年度ベースで施策・事業の進捗状況を管理しますが、進捗状況に著しい遅滞や、障害の発生が認められる事業については、原則として現年度ベースで進捗管理する「主要事務事業進行管理」の対象事業とし、円滑な事業の推進を図ります。

■例えば、

令和2年度の「総合計画の進行管理」においては、令和元年度に実施した事業の進捗状況の確認を行いますが、ここで進捗状況の著しい遅滞や、障害の発生が認められる場合は、原則として令和2年度の「主要事務事業進行管理」（現年度ベースで進捗状況を管理）の対象事業とします。

■主要事務事業進行管理について

現年度ベースで主要事務事業の執行状況を把握して（年間5回の部長会議での報告）、執行上の問題点がある場合は、これを明らかにし、事務事業を管理することにより、主要事務事業の効率的執行を確保することを目的として実施するものです。

5 行政評価の実施について

後期基本計画の行政評価は、以下のとおり「進行管理部会ヒアリング」及び「理事者ヒアリング」を軸として実施します。

(1) 進行管理部会ヒアリング

後期基本計画の施策（節）単位で作成する「施策管理調書」、及び施策に係る各事務事業単位で作成する「進行管理調書」に基づき、進行管理部会ヒアリングを実施します。

各事務事業の所管部及び担当職員出席のもと、当該施策及び事業に係る現状、課題及び今後の取組の方向性等について、進行管理部会委員から質問いただきます。なお、質問については、人材育成の観点から原則として事業担当者が対応します。

進行管理部会ヒアリングにおける評価方法は、施策に係る事務事業の「重要性」及び事務事業推進に係る「手法の妥当性」（絶対評価）について評価いただくとともに、施策全体の見地から今後の取組の方向性等について、進行管理部会の意見をまとめていただきます。

(2) 理事者ヒアリング

進行管理部会ヒアリングの結果を踏まえ、市長・副市長によるヒアリング（理事者ヒアリング）を実施します。

理事者ヒアリングにおいては、進行管理部会ヒアリングの結果を尊重し、主に事業のスクラップ・アンド・ビルドの観点から、今後の施策及び事業推進の方向性について評価いただきます。

6 評価結果の活用等について

行政評価の結果については、以下のとおり活用することで効果的・効率的な事務改善を図ります。

(1) 予算要望、予算査定との連携

行政評価結果については、予算要望、予算査定と連携し、事業の集中と選択を図るとともに、事業の見直し等に活用し、限られた予算の中での効果的、効率的な事業の実施のために活用します。

(2) 事業推進方法の改善

事業推進の「手法の妥当性」が低いと評価された事業については、改善・見直しを図り、次年度に改善状況報告書を提出します。

(3) 全庁的な情報共有

また、行政評価結果を亀岡市総合計画策定推進委員（定例部長会議メンバーで構成）に報告することで、全庁的に取り組むべき事項を共有し、全庁的な事務改善を図ります。

(4) 行政評価結果の公表

進行管理調書、及び行政評価結果を情報コーナーや市ホームページで公表することで、市民の行政への参画意識を醸成するとともに、情報公開に関する市民満足度を高めます。

7 令和2年度の対象施策等について

令和2年度は、次の二つの施策について行政評価ヒアリングを実施します。

(1) 後期基本計画第7章・第6節 住宅・住環境

【施策の構成（具体的施策）】

具体的施策	該当部・課
開発事業者への指導	まちづくり推進部・都市計画課
住宅耐震化の啓発	まちづくり推進部・建築住宅課
耐震相談会の実施	まちづくり推進部・建築住宅課
耐震診断の実施	まちづくり推進部・建築住宅課
木造住宅の耐震化工事の促進	まちづくり推進部・建築住宅課
耐震改修費補助の実施	まちづくり推進部・建築住宅課
市街化調整区域の規制緩和	まちづくり推進部・都市計画課
空き家対策に関する仕組みづくり	市長公室・ふるさと創生課 まちづくり推進部・建築住宅課
空き家の利活用	市長公室・ふるさと創生課
市営住宅の計画的建替えの推進	まちづくり推進部・建築住宅課
市営住宅の適正な維持管理	まちづくり推進部・建築住宅課
民間の賃貸住宅供給への支援	まちづくり推進部・建築住宅課

(2) 後期基本計画第8章・第1節 行政運営

【施策の構成（具体的施策）】

具体的施策	該当部・課
組織・機構の見直し	企画管理部・企画調整課
監査能力の向上	監査委員事務局
入札・契約制度の適正な運用	企画管理部・契約検査課
工事データの電子納品、業者・職員への指導、厳正な検査の実施	企画管理部・契約検査課
市民から信頼される組織づくり	企画管理部・企画調整課 市長公室・人事課
職員の意識改革と能力開発	市長公室・人事課
トータル人事システムの運用	市長公室・人事課
情報公開の推進	総務部・総務課
開かれた市政の推進	企画管理部・企画調整課
民間との連携	生涯学習部・市民力推進課 会計管理室・財産管理課
自治基本条例の研究	企画管理部・企画調整課
適切な公共施設等のマネジメントの推進	会計管理室・財産管理課

8 令和2年度ヒアリングの進め方について

進行管理部会ヒアリングについては、次のとおり進行します。

(1) 対象施策に係る事業の説明

「施策管理調書」(様式2)の「①施策に係る事業」欄、「②施策の主な成果指標」欄、「③施策について」欄に基づき、ヒアリング対象施策及び当該施策に係る各事業の概要等について所管課より説明していただきます。



(2) 施策、事業に対する質疑応答

進行管理部会委員から、対象の施策、及び施策に係る事業について、質疑や意見等をいただきます。

なお、質疑等については各事業の所管課に対応いただきます。



(3) 当該施策に対する部会評価

各調書や質疑応答の内容を踏まえ、当該施策について、「施策評価調書」(様式3)に基づき次の2点について進行管理部会としての評価をいただきます。

なお、一つの施策について複数の室・部が評価の対象となっている場合、各室・部単位で評価いただきます。

① 「重要性」、「手法の妥当性」評価、各「事業に対する意見」

「重要性」については当該施策に係る各事業に対する「**相対評価**」で、「手法の妥当性」については各事業単位の「**絶対評価**」で評価いただくとともに、合わせて各事業に対する意見もいただきます。

② 「改善すべき点」、「今後の方向性」について

当該施策の「改善すべき点」、「今後の方向性」について進行管理部会としての意見をまとめていただきます。

上記(3)の進行管理部会での評価結果を踏まえ、事務局において「施策評価調書」(様式3)を作成します。